石狩川上流流域治水協議会（第２回）

日時：令和３年２月16日(火)13:30～15：00
場所：トーヨーホテル　２階　丹頂の間

次　　第

１　開会挨拶

２　規約の改定について　～新規参画者の紹介～

３　各機関における流域治水の計画について

４　流域治水プロジェクト案について

第２回 石狩川上流流域治水協議会

出席者名簿

所　属	役職名	氏名	備考
旭川市	市長	西川　将人	代理：防災安全部長　松尾　彰 随行：防災安全部　防災課 主任　古里　諭司
鷹栖町	町長	谷　寿男	
東神楽町	町長	山本　進	
当麻町	町長	村椿　哲朗	
比布町	町長	村中　一徳	
愛別町	町長	前佛　秀幸	
上川町	町長	佐藤　芳治	代理：副町長　谷　博文
東川町	町長	松岡　市郎	
美瑛町	町長	角和 浩幸	随行：総務課危機対策室　次長　岩佐　和男
上川総合振興局	局長	中島　俊明	代理：旭川建設管理部事業室　室長　劔持　浩高 随行：旭川建設管理部用地管理室維持管理課　主幹　斉藤　浩二
北海道森林管理局 上川中部森林管理署	署長	近藤　昌幸	随行：総括治山技術官　瀬尾　隆治
森林整備センター 札幌水源林整備事務所	所長	木村　伸宏	代理：主幹　佐藤　賢二
北海道警察	旭川方面本部警備課長	辻　　聡	代理：課長補佐　安田　雅智　（オブザーバー） 随行：災害係員　小山　雄大　（オブザーバー）
	旭川中央警察署長	岡本　茂樹	代理：警備係長　山崎　亮　（オブザーバー） 随行：警備係主任　志村　俊樹　（オブザーバー）
	旭川東警察署長	河田　啓治	代理：警備課長　小林　崇　（オブザーバー） 随行：警備係主任　白崎　文大　（オブザーバー）
陸上自衛隊	第二師団長	冨樫　勇一	代理：第２師団防衛班長　市川　翔　（オブザーバー） 随行：第２師団司令部第３部防衛警備幹部　中根　壮　（オブザーバー）
旭川地方気象台	台長	足立 勇士	随行：水害対策気象官　梅林　浩一　（オブザーバー）
旭川開発建設部	部長	鹿嶋　弘律	（会長）
	次長(河川・道路)	一法師 隆充	（以下、事務局）
治水課	課長	加納 浩生	
	課長補佐	森田　共胤	
	流域計画官	佐々木 博文	
	上席治水専門官	佐々木 政幸	
旭川河川事務所	所長	田倉　利浩	

第2回 石狩川上流流域治水協議会
座 席 配 置 図

令和3年2月16日（火）
13:30～15:00
トーヨーホテル
2階丹頂の間

スクリーン

プロジェクター

入口

（オブザーバー）

旭川地方気象台	旭川開発建設部	上川総合振興局
台長	部長	局長代理
足立 勇士	鹿嶋 弘律	旭川建設管理部事業室長
		劔持 浩高

旭川市	旭川市	愛別町
防災安全部防災課主任	市長代理	町長
古里 諭司	松尾 彰	前佛 秀幸
美瑛町	鷹栖町	上川町
総務課危機対策室長	町長	町長代理
岩佐 和男	谷 寿男	谷 博文
上川中部森林管理署	東神楽町	東川町
次長	町長	町長
瀬尾 隆治	山本 進	松岡 市郎
北海道警察	当麻町	美瑛町
旭川方面本部災害係員	町長	町長
小山 雄大	村椿 哲朗	角和 浩幸
（オブザーバー）		
旭川中央警察署	比布町	北海道警察
警備係主任	町長	旭川方面本部警備課長代理
志村 俊樹	村中 一徳	安田 雅智
（オブザーバー）		（オブザーバー）
旭川東警察署	北海道森林管理局	旭川中央警察署
警備係主任	上川中部森林管理署	署長代理
白崎 文大	署長	山崎 亮
（オブザーバー）		（オブザーバー）
陸上自衛隊	森林整備センター	旭川東警察署
第2師団司令部第3部防衛警備幹部	札幌水源林整備事務所長代理	署長代理
中根 壮	主幹	小林 崇
（オブザーバー）	佐藤 賢二	（オブザーバー）
		陸上自衛隊
		第2師団長代理
		防衛班長
		市川 翔
		（オブザーバー）

旭川開発建設部	旭川開発建設部	旭川開発建設部
治水課	次長	治水課長
課長補佐	一法師 隆充	加納 浩生
森田 共胤		

【事務局】

旭川開発建設部	旭川開発建設部	旭川開発建設部
治水課	治水課	旭川河川事務所長
流域計画官	上席治水専門官	田倉 利浩
佐々木 博文	佐々木 政幸	

（オブザーバー）

		上川総合振興局	旭川地方気象台
		旭川建設管理部用地管理室維持管理課主幹	水害対策気象官
		斉藤 浩二	梅林 浩一

書記席

報道関係者席

規約の改定

石狩川上流流域治水協議会　規約

（設置）

第１条　「石狩川上流流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、石狩川上流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（流域治水協議会の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。

３　会長は、協議会の事務を掌理する。

４　会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（流域治水協議会の実施事項）

第４条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１　石狩川上流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

２　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

３　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

４　その他、流域治水に関して必要な事項。

（流域治水幹事会）

第５条　協議会に石狩川上流流域治水幹事会（以下「幹事会」）を置く。

２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３　幹事会に幹事長を置き、幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路）をあてる。

４　幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

５　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。

６　幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（協議会の公開）
第６条　協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（流域治水協議会資料等の公表）
第７条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）
第８条　協議会・幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局は、旭川開発建設部治水課、上川総合振興局旭川建設管理部事業室治水課に置く。
３　協議会・幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（雑則）
第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）
第１０条　本規約は、令和２年９月２３日から施行する。
本規約は、令和３年２月１６日から施行する。（改正）

別表１　石狩川上流流域治水協議会

関係機関	流域治水協議会
旭川開発建設部	部長（会長）
上川総合振興局	局長
旭川市	市長
鷹栖町	町長
東神楽町	町長
当麻町	町長
比布町	町長
愛別町	町長
上川町	町長
東川町	町長
美瑛町	町長
上川中部森林管理署	署長
森林整備センター札幌水源林整備事務所	所長

別表２　石狩川上流流域治水幹事会

関係機関	流域治水幹事会
旭川開発建設部 公物管理課 治水課 施設整備課 防災対策官 旭川河川事務所 大雪ダム管理支所 忠別ダム管理支所	次長（河川・道路）（幹事長） 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 防災対策官 所長 支所長 支所長
上川総合振興局 地域創生部 産業振興部 南部森林室 旭川建設管理部 ~~用地管理室~~ ~~事業室~~ 用地管理室 事業室	 地域政策課主幹 整備課長 林務課長 森林整備課長 ~~用地管理室長~~ ~~事業室長~~ 維持管理課長 治水課長
旭川市	防災安全部防災課長
鷹栖町	総務企画課長
東神楽町	総務課長
当麻町	総務課長
比布町	総務企画課長
愛別町	総務企画課長
上川町	情報防災室長
東川町	企画総務課長
美瑛町	総務課長兼危機管理対策室長
上川中部森林管理署	次長 森林技術指導官 地域林政調整官 総括治山技術官
森林整備センター札幌水源林整備事務所	所長

各機関における流域治水の計画について

石狩川上流　流域治水プロジェクト（各機関の計画一覧）

機関名	項目	内容	課題	短期	中期	長期
旭川市	流域の雨水貯留機能向上（田んぼダムの活用）	・流域治水協議会で議論された方向性に基づき、所有者の協力を得て取り組みについて検討を進める。	・所有者の協力をどのように得るか ・強制力はないと考えるが他の事例を参考にしたい	広報＋取組拡大	継続	
	自然地保全	・既存計画を確認し、自然地の保全を推進する。 ・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載する予定	―	適宜		
	土地利用（立地適正化計画等）	・立地適正化計画の見直しにあたり，流域治水の考え方に基づいた内容を記載するとともに，誘導区域の設定条件（浸水深・避難体制等）等の見直しも検討する。	・既存市街地の多くが浸水想定区域に含まれているため，将来人口等を踏まえても浸水想定区域の全てを誘導区域から除外することは困難である。	適宜		
	下水道事業による浸水対策	・雨水管整備による浸水対策を実施予定。 ・一定規模以上の造成等に対して，貯留や浸透による流出抑制を求める。 ・処理場，ポンプ場施設の機能確保を目的とした耐水化計画を策定予定。	・財政面の課題がある。 ・事業者によっては理解を得るのが難しいことがある。 ・洪水及び内水の浸水深を確認し，施設が浸水しない場合は策定不要。	適宜		
	安全・安心な避難のための事前の備え	・浸水深3m以上の地区における避難体制について，忠和地区をモデルケースとして，浸水想定区域外にある施設や駐車場など，自家用車による避難等を考慮した避難先の選定や避難方法を地域住民とともに検討する。	・地域住民による地域の実情を踏まえた避難先を選定しなければならず，実効性のある避難方法の確立に時間を要する。	検討	モデル地区	拡充を検討
鷹栖町	流域の雨水貯留機能向上（田んぼダムの活用）	・実施済みのため、継続して取り組む予定	―	広報＋取組拡大	継続	
	自然地保全	・既存計画を確認し、自然地の保全を推進する。	―	適宜		
	雨水貯留、浸透施設	・既存のため池などの貯留施設について機能チェックを行う予定	・町内のため池を整理した情報（ため池ハザードマップ等）が無いため、情報の把握及び整理に時間を要する。	既存施設の確認	排水不全等の改善	継続
	下水道事業による浸水対策	・下水道事業による浸水対策について検討する。	―	適宜		
	土地利用（立地適正化計画、災害危険区域指定等）	・既存計画を確認し、各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容の記載を推進する。	―	適宜		
	高台整備、二線堤、住居移転などの住まい方の工夫	・流域治水協議会での議論を踏まえ、水害リスク、地形特性、地域特性を踏まえ有効な対策を検討する（事務局支援）	・財政面の課題がある	検討	実施の判断	実施

東神楽町	流域の雨水貯留機能向上 (田んぼダムの活用)	・流域治水協議会で議論された方向性に基づき、所有者の協力を得て取り組む予定	・所有者の協力をどのように得るか ・強制力はないと考えるが他の事例を参考にしたい	広報＋取組拡大 → 継続
	自然地保全	・既存計画を確認し、自然地の保全を推進する。 ・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載する予定	―	適宜
	雨水貯留、浸透施設	・既存のため池などの貯留施設について機能チェックを行う予定	・既存のため池への排水不全が想定されるが、財政上直ぐには実施できない	既存施設の確認 → 排水不全等の改善 → 継続
	下水道事業による浸水対策	・下水道事業による浸水対策を実施予定	―	適宜
	土地利用(立地適正化計画、災害危険区域指定等)	・既存計画を確認し、自然地の保全を推進する。 ・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載する予定	・既に人家が張り付いている箇所では対策が難しい	適宜
	高台整備、二線堤、住居移転などの住まい方の工夫	・流域治水協議会での議論を踏まえ、水害リスク、地形特性、地域特性を踏まえ有効な対策を検討する ・有効な対策を踏まえ、社会実装に向けて検討する	・リスクの高い箇所において、逃げ場が無い地区は「高台整備」「二線堤」、人家が少ない地区は「住居移転」が有効と考えられるが、いずれにしても財政面の課題がある	検討 → 実施の判断 → 実施
当麻町	流域の雨水貯留機能向上 (田んぼダムの活用)	・流域治水協議会で議論された方向性に基づき、大雨時においてIP告知端末等により周知する予定	・強制力はないと考えるが他の事例を参考にしたい	広報＋取組拡大 → 継続
	自然地保全	・既存計画を確認し、自然地の保全を推進する。 ・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載する予定	―	適宜
	高台整備、二線堤、住居移転などの住まい方の工夫	・流域治水協議会での議論を踏まえ、水害リスク、地形特性、地域特性を踏まえ有効な対策を検討する(事務局支援)	・財政面の課題がある	検討 → 実施の判断 → 実施
比布町	流域の雨水貯留機能向上 (田んぼダムの活用)	・流域治水協議会で議論された方向性に基づき、所有者の協力を得て取り組む予定	・所有者の協力をどのように得るか ・強制力はないと考えるが他の事例を参考にしたい	広報＋取組拡大 → 継続
	自然地保全	・既存計画を確認し、自然地の保全を推進する。 ・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載する予定	―	適宜
	高台整備、二線堤、住居移転などの住まい方の工夫	・流域治水協議会での議論を踏まえ、水害リスク、地形特性、地域特性を踏まえ有効な対策を検討する(事務局支援)	・財政面の課題がある	検討 → 実施の判断 → 実施
愛別町	流域の雨水貯留機能向上 (田んぼダムの活用)	・流域治水協議会で議論された方向性に基づき、所有者の協力を得て取り組む予定	・所有者の協力をどのように得るか ・強制力はないと考えるが他の事例を参考にしたい	広報＋取組拡大 → 継続
	自然地保全	・既存計画を確認し、自然地の保全を推進する。 ・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載する予定	―	適宜
	高台整備、二線堤、住居移転などの住まい方の工夫	・流域治水協議会での議論を踏まえ、水害リスク、地形特性、地域特性を踏まえ有効な対策を検討する(事務局支援)	・財政面の課題がある	検討 → 実施の判断 → 実施

上川町	流域の雨水貯留機能向上 (田んぼダムの活用)	・流域治水協議会で議論された方向性に基づき、所有者の協力を得て取り組む予定	・所有者の協力をどのように得るか ・強制力はないと考えるが他の事例を参考にしたい	広報＋取組拡大 → 継続
	自然地保全	・既存計画を確認し、自然地の保全を推進する。 ・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載する予定	―	適宜
	雨水貯留、浸透施設	・既存のため池などの貯留施設について機能チェックを行う予定	・既存のため池への排水不全が想定されるが、財政上直ぐには実施できない	既存施設の確認 → 排水不全等の改善 → 継続
	土地利用(災害危険区域指定等)	・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載し、住民周知を実施する予定	・既に人家が張り付いている箇所では対策が難しい	適宜
	高台整備、二線堤、住居移転などの住まい方の工夫	・流域治水協議会での議論を踏まえ、水害リスク、地形特性、地域特性を踏まえ有効な対策を検討する(事務局支援)	・財政面の課題がある	検討 → 実施の判断 → 実施
東川町	流域の雨水貯留機能向上 (田んぼダムの活用)	・流域治水協議会で議論された方向性に基づき、土地改良区、農地・水環境保全会と連携し、所有者の協力を得て取り組む予定	・強制力はないと考えるが他の事例を参考にしたい	広報＋取組拡大 → 継続
	自然地保全	・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載する予定	―	適宜
	土地利用(立地適正化計画、災害危険区域指定等)	・各計画の策定、見直しにおいては、流域治水の考え方に基づいた内容を記載する予定	・既に人家が張り付いている箇所では対策が難しい	適宜
	高台整備、二線堤、住居移転などの住まい方の工夫	・流域治水協議会での議論を踏まえ、水害リスク、地形特性、地域特性を踏まえ有効な対策を検討する(事務局支援)	・人家が少ない地区は「住居移転」が有効と考えられるが、いずれにしても財政面の課題がある	検討 → 実施の判断 → 実施
美瑛町	流域の雨水貯留機能向上 (田んぼダムの活用)	・流域治水協議会で議論された方向性に基づき、所有者の協力を得て取り組む予定	・所有者の協力をどのように得るか ・強制力はないと考えるが他の事例を参考にしたい	広報＋取組拡大 → 継続
	自然地保全	・自然地の保全を推進する。	―	適宜
	雨水貯留、浸透施設	・既存のため池などの貯留施設について機能チェックを行う予定	・既存のため池への排水不全が想定されるが、財政上直ぐには実施できない	既存施設の確認 → 排水不全等の改善 → 継続
	下水道事業による浸水対策	・検討中	―	適宜
	土地利用(立地適正化計画、災害危険区域指定等)	・検討中	・既に人家が張り付いている箇所では対策が難しい	適宜
	高台整備、二線堤、住居移転などの住まい方の工夫	・流域治水協議会での議論を踏まえ、水害リスク、地形特性、地域特性を踏まえ有効な対策を検討する(事務局支援) ・有効な対策を踏まえ、社会実装に向けて検討する	・リスクの高い箇所において、逃げ場が無い地区は「高台整備」「二線堤」、人家が少ない地区は「住居移転」が有効と考えられるが、いずれにしても財政面の課題がある	検討 → 実施の判断 → 実施

旭川開発建設部	洪水をできるだけ防ぐ・減らすための対策	・河道掘削 ・堤防整備 ・頭首工改築 ・砂防関連施設の整備 ・ダムの事前放流等の実施 ・各自治体の取組への積極的支援		適宜 →		
上川総合振興局	洪水をできるだけ防ぐ・減らすための対策	・河道掘削 ・堤防整備 ・遊水地整備 ・砂防関連施設の整備 ・ダムの事前放流等の実施 ・治山対策 ・森林整備		適宜 →		
上川中部森林管理署	洪水をできるだけ防ぐ・減らすための対策	・治山対策 ・森林整備		適宜 →		
森林整備センター	洪水をできるだけ防ぐ・減らすための対策	・治山対策 ・森林整備		適宜 →		

石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト：直轄河川事業（旭川開発建設部）

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、石狩川水系においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、石狩川等の堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和56年8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

※具体的な対策内容については、
今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト：直轄火山砂防事業

十勝岳は、30年から40年周期で噴火を繰り返しており、大正15年噴火では融雪型火山泥流により144名が犠牲となった。前回の昭和63年噴火から30年以上経過し、近年では火口部での局所的な地殻変動、火山性地震や微動の群発など観測されており、火山活動は活発化している。平成26年には一時的に噴火警戒レベルが2に引き上げられている。

十勝岳では、昭和63年の噴火を契機に、平成元年より直轄火山砂防事業に着手しているが、整備対象となる融雪型火山泥流量が610万m3と膨大で総事業費479億円と至大なため、直轄事業による集中的、重点的整備により、美瑛町市街地や白金温泉の保全対策を推進する必要がある。

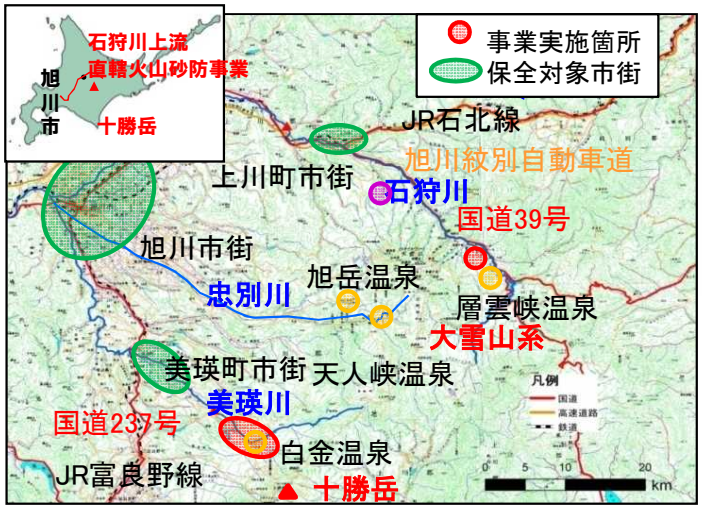

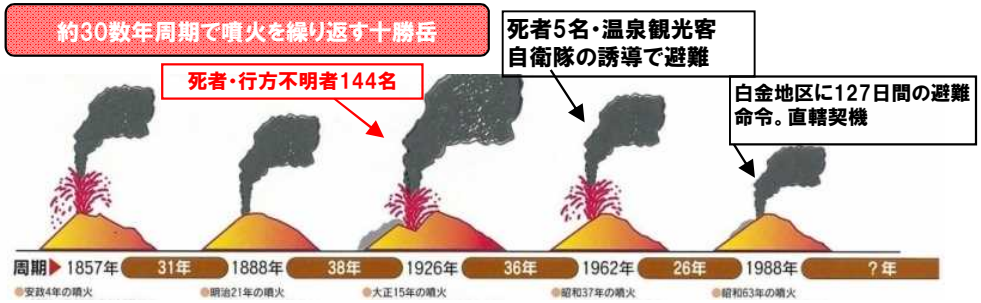

直轄事業の契機となった
昭和63年噴火
白金温泉地区に4ヶ月間
の避難指示

大正15年噴火

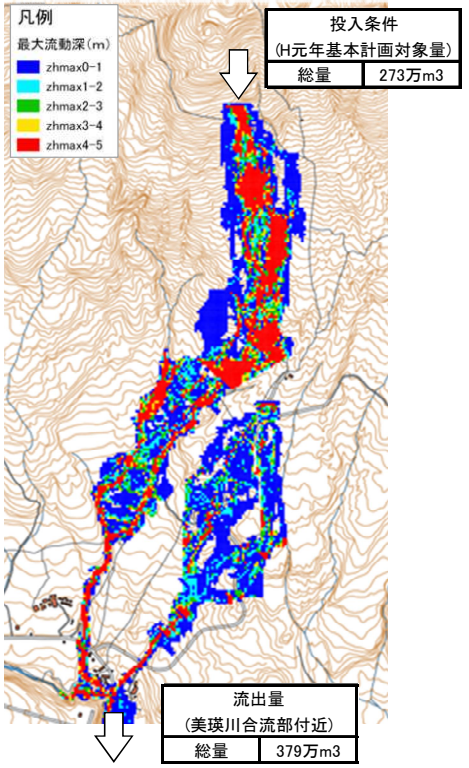

尻無沢川第3号堰堤

十勝岳流路工

十勝岳火山砂防情報センター

冬期の噴火では大規模な融雪型火山泥流が発生、流木被害とあわせ甚大な被害の実績（大正15年噴火）

石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト：直轄火山砂防事業

石狩川上流域は、多くの崩落地や荒廃地を有することから、過去から台風や低気圧に伴う大雨による土砂災害が多発している。そのため避難所や要配慮者利用施設、観光地の安全確保や中核都市を結ぶ国道やJRなどの重要交通網を保全するための砂防施設の整備を優先的に進めている。
直轄区域面積757km2と広大で崩壊地も非常に多く、整備対象土砂量1,166万m3、計画砂防堰堤130基と膨大で工事費も370億円と至大なため、直轄事業による、集中的・重点的な整備により、上川町市街地や層雲峡温泉街、国道39号などの重要交通網等を保全する必要がある。

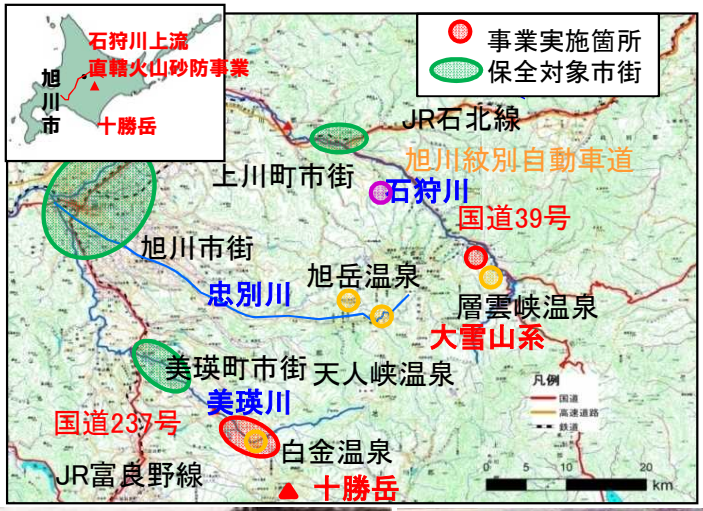

昭和45年の上川町内の浸水災害

昭和45年のニセイノシキオマップ川で発生した土石流被災状況（国道39号）

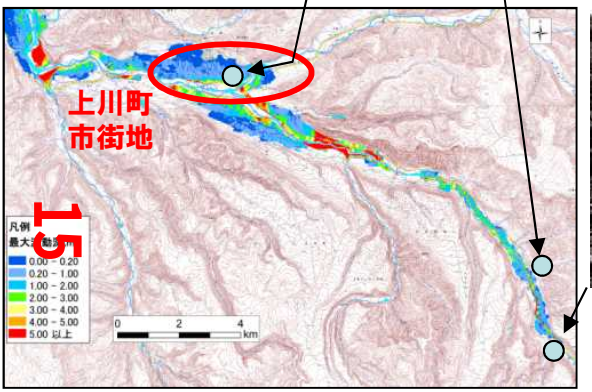

計画降雨時の想定洪水氾濫範囲（無施設時）

昭和50年の土砂崩れではホテルが倒壊、6名の犠牲者が出た

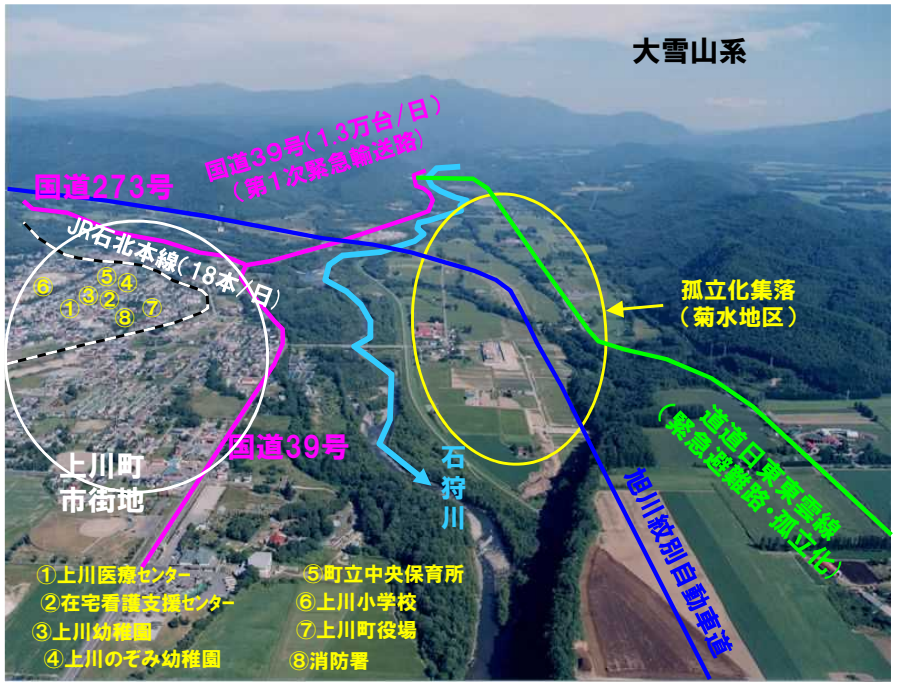

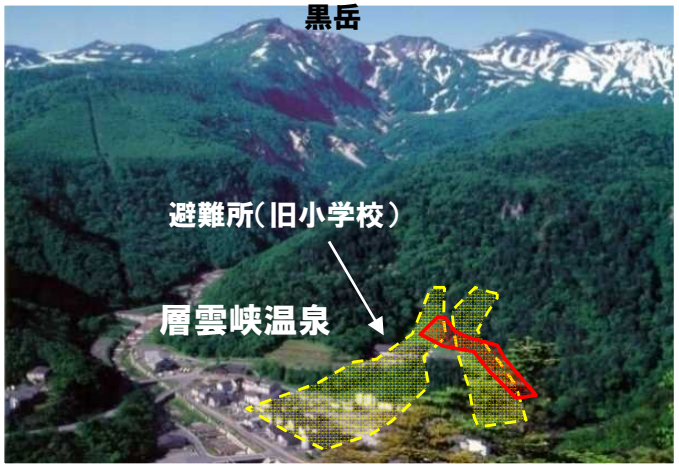

層雲峡温泉周辺は、危険渓流が多く、一部は土砂災害特別警戒区域に指定され、砂防事業により保全対策を進める必要がある。

流域内の荒廃状況

観光地の保全のため黒岳沢川で砂防堰堤、流路工を整備し、温泉街の発展に寄与。

石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト：直轄火山砂防事業

層雲峡小学校の沢遊砂地

美瑛川床固工群　白川第２号砂防堰堤

R3実施箇所　計3箇所

十勝岳（美瑛川）では、144名の死者を出した大正15年噴火相当の融雪型火山泥流に対して美瑛町市街地、白金温泉地区を保全するため、火山泥流対策を重点的に実施する。
石狩川上流では、層雲峡温泉地区唯一の避難所や温泉街を保全する他、上川町市街に集積する要配慮者利用施設を保全するため砂防設備の整備を進める。

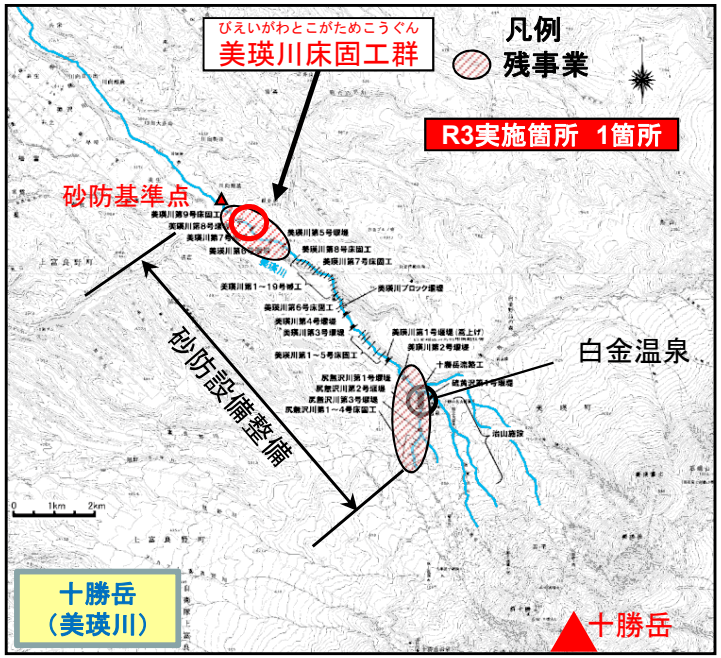

【整備目標（十勝岳）】
美瑛川において火山噴火に伴う融雪型火山泥流から白金温泉地区、美瑛町市街地を保全するため、砂防設備の整備を効果的・効率的に実施する。白金温泉地区の保全対策については、関係機関と連携しながら進める。

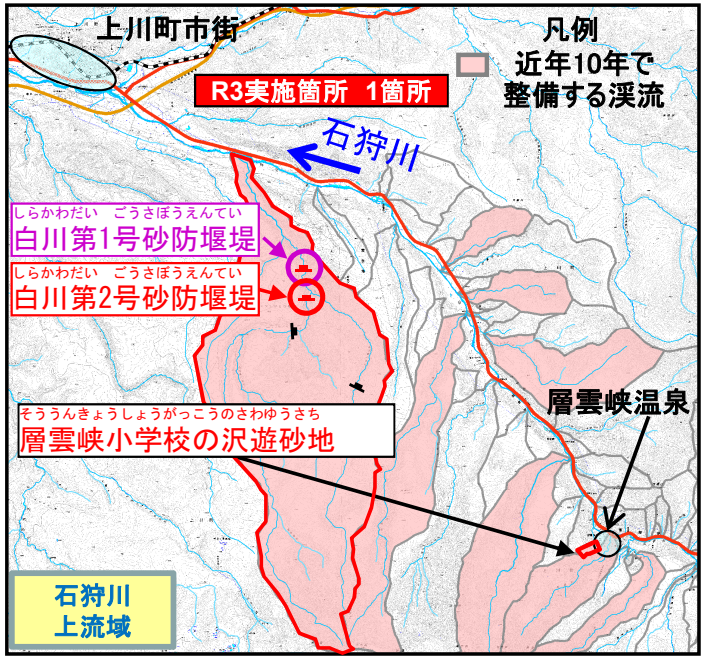

【中期的な目標（石狩川上流域）】
流域内の資産（上川町市街地、層雲峡温泉地区）及び重要交通網（国道39号）の分布、流域治水安全度、流域内の保全対象に対する効果を総合的に勘案し、砂防設備の整備を効果的・効率的に実施する。

そううんきょうしょうがっこうのさわゆうさち
層雲峡小学校の沢遊砂地

北海道内でも有数の観光地である層雲峡温泉街
（年間１５０万人（Ｒ１）の入込客数）

避難所に指定されている
写真ミュージアム（旧小学校）

びえいがわとこがためこうぐん
美瑛川床固工群

大正噴火の融雪型
火山泥流による流木被害

昭和45年の上川町
市街地周辺での被害状況

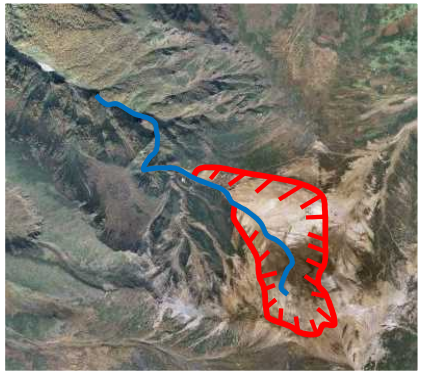

白川源頭部の深層崩壊地

上川市街地の上流近傍で合流する白川

流域治水プロジェクト　令和2年度 旭川建設管理部事業実施箇所

旭川建設管理部

○一級水系砂防事業(13事業)
ピリカ富良野川、富良野川(5号堰堤)、富良野川(2号堰堤)、富良野川(4号堰堤)、ヌッカクシ富良野川(上流工区)、辺別川、朝日六線川、富良野川(下流堰堤群)、ポンペーパン川、ポン倉沼川、川松沢二の沢川、東二号の沢川、十六線川
○一級水系急傾斜地崩壊対策事業(1事業)
旭川旭神3条1丁目

※写真は代表箇所のみ

東二号の沢川(中川郡美深町)

十六線川(上川郡和寒町)

朝日六線川
(士別市)

辺別川(上川郡美瑛町)

旭川旭神3条1丁目(旭川市)

ポンペーパン川
(旭川市)

ポン倉沼川
(上川郡東川町)

富良野川(5号堰堤)(空知郡上富良野町)

ピリカ富良野川
(空知郡上富良野町)

富良野川(下流堰堤郡)
(空知郡上富良野町)

富良野川(2号堰堤)(空知郡上富良野町)

富良野川(4号堰堤)
(空知郡上富良野町)

川松沢二の沢川(富良野市)

ヌッカクシ富良野川(上流工区)
(空知郡上富良野町)

石狩川（上流）水系　山地治山事業計画位置図　及び　事例写真【上川総合振興局　産業振興部林務課・南部森林室】

上川総合振興局管内図

石狩川（上流）水系　流域治水プロジェクト

上川総合振興局管内
該当市町村

旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町
比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

※　保育事業等の類似事業については、代表的な事例写真のみ掲載

山地防災力強化総合対策事業
伏工（鋼製）他
（上川郡愛別町）

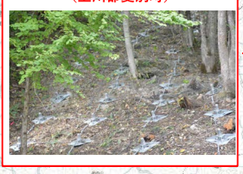

奥地保安林保全緊急対策事業
治山施設（柵工他）・植栽工他
（上川郡当麻町）

流木防止総合対策事業
治山ダム（床固工・流木捕捉式）
（上川郡上川町）

保育事業
下刈
（旭川市東旭川町）

保育事業
下刈
（上川郡東川町）

・機能強化・老朽化対策事業
治山ダム（既存施設嵩上）ほか
（旭川市西神楽）

復旧治山事業
治山ダム（床固工）
（旭川市西神楽）

１級河川　石狩川

石狩川（上流）水系流域　山地治山事業の概要

【上川総合振興局 産業振興部 林務課・南部森林室】

関係法令

◎**森林法**（昭和２６年　６月２６日付け法律第２４９号）
○法第４１条に規定する保安施設事業
・法第２５条第１項第１号から第７号までに定める目的を達成するための事業
・森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業

事業目的

○水源涵養のため　○土砂の流出の防備のため　○土砂の崩壊の防備のため
○飛砂の防備のため　○風害、水害、潮害、干害、雪害、又は霧害の防備のため　○なだれ又は落石の危険の防止のため

治山事業

荒廃山地又は荒廃の恐れのある山地に対して、渓間工・山腹工を実施することで森林の整備・保全を図り、崩壊土砂の流出、洪水、土石流等による災害を防止、軽減を図るとともに水源の涵養に資することを目的とする。

事業対象とする現象

・山腹荒廃地及び危険地の崩壊の拡大、浸食等による森林の生育基盤の滅失及び土砂の生産、流出
・森林の生育基盤の滅失及び荒廃渓流の渓岸浸食等による土砂の生産、流出
・落石

代表的な工種

○**渓間工**【治山ダム（床固工、谷止工）、護岸工、流路工、水制工】
○**山腹工**【山腹基礎工〔法切工、土留工、埋設工、水路工、暗渠工、法枠工、グラウンドアンカー工、補強土工、張工、吹付工〕】、【山腹緑化工〔緑化基礎工（柵工、筋工、伏工、軽量法枠工）、植生工（実播工、植栽工）〕、【落石防止工〔落石予防工（斜面切取工、転石整理工、被覆工、固定工、根固工〕、落石防護工、森林造成】

保安林整備事業

森林法第２５条第１項第１号から７号までの保安林の指定目的に適合するよう森林の造成並びに樹木の保育を行い、水源の涵養、災害の防止と軽減等に資することを目的とする。

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から、国民の生命・財産を保全し水資源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つ。

事業対象とする現象

・気象害等の自然災害によって森林が破壊され、裸地又は草生地に移行した森林
・機能が著しく低下又は放置しておくと機能が著しく低下する恐れのある森林
・林相の改良により森林の機能の高度な発揮が期待される森林

代表的な工種

○**森林造成**【造成基礎工（土留工、柵工、筋工、排水工、防風工）、植栽準備工（本数調整伐、枝落し、地拵え、掻き起し）、植生導入工（植栽、天然下種）】
○**保育**【補植、下刈り、刈出し、除伐、つる切り、本数調整伐、受光伐、枝落し、追肥、根踏み、雪起し、病害虫防除、獣害防除】

防災林造成事業

治山施設の適切な配置と森林の造成により、飛砂、潮害、霧害、風害、雪害、なだれ等の防止又は軽減を図ることを目的とする。

事業対象とする現象

・海岸砂地等からの飛砂による被害
・高潮又は津波被害、空気中の海水塩分、霧による農作物被害等の発生
・強風害、凍害、寒風害、風食害等の発生
・雪庇の発達並びに雪崩の発生

代表的な工種

○**海岸防災林造成**【防潮工（防潮堤、防潮護岸、消波工等）、砂丘造成（堆砂工、盛土工、覆砂工、防浪工）、森林造成（防風工、排水工、静砂工、植栽工）】
○**防風林造成**【防風工、森林造成（水路工、暗渠工、植栽工）】
○**なだれ防止林造成**【予防施設（雪庇予防工、発生予防工）、防護施設（誘導工、減勢工、防護工）、なだれ防止林（グライド防止工、森林造成）】

関係法令

◎**地すべり等防止法**
（昭和３３年　３月３１日付け法律第３０号）
○法第２条に規定する地すべり防止工事に関する事業

事業目的

○地すべり等防止のため

地すべり防止事業

地すべりを抑制又は抑止するために行う事業であり、地すべりによる被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

事業対象とする現象

・土地の一部が地下水等に起因してすべる又はこれに伴った移動等

代表的な工種

○**抑制工**【地表水排除工（浸透防止工、水路工、流路工）、地下水排除工（暗渠工、ボーリング暗渠工、集水井工、排水トンネル工）、排土工、押え盛土工、ガス排除工、治山ダム工等、土留工】
○**抑止工**【杭工、シャフト工、アンカー工】

石狩川（上流）水系流域における山地治山事業の事例①

【上川総合振興局 産業振興部 林務課・南部森林室】

【復旧治山事業】

渓流対策

水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備に係る保安施設事業。

・局地的豪雨により渓岸浸食が発生し、下流へ土砂を流出させた。

安定した渓床勾配へ導くことで山脚を固定、縦横浸食の拡大並びに不安定土砂の移動を防止を図る。

【治山ダム(床固工・谷止工)】

山腹対策

・山腹崩壊が発生し、崩壊土砂が直下の畑に流出し農作物へ被害を与えた。

斜面勾配を修正し拡大崩壊を防ぎ、あわせて表面水等を効果的に排出するとともに、斜面植生を回復させ、根系の緊縛効果等により斜面の安定を図る。

【法切工・土留工・暗渠工
・水路工・伏工・植栽工】

【奥地保安林保全緊急対策事業】

荒廃地対策

奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、流域全体の水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、治山施設整備と森林整備を一体的に行う事業。

・豪雨等により渓流が荒廃し、下流へ土砂を流出させる恐れがある。

不安定土砂の移動を防止し、水源涵養機能の早期回復を図る。

【治山ダム(床固工)】

荒廃森林対策

・森林の過密化により、林床植生が衰退し、表土を流出させる恐れがある。

本数調整伐により光環境を整えるとともに、植栽により複層林化・針広混交林化を図る。

【本数調整伐・植栽工】

石狩川（上流）水系流域における山地治山事業の事例②

【上川総合振興局 産業振興部 林務課・南部森林室】

【流木防止総合対策事業】

流木被害対策

流木災害の未然防止のために渓流全体で流木防止総合対策計画に基づき行う事業。

・大規模な渓岸浸食により渓畔林が傾倒し、流木被害を与える恐れがある。

流木危険木を除去するとともに、安定した継承勾配へ導き、山脚を固定して拡大崩壊の防止、不安定土砂の移動防止を図る。

【治山ダム(流木捕捉式)・簡易流木捕捉工】

【機能強化・老朽化対策事業】

既存施設の長寿命化対策

既設を有効活用し、山地災害の未然防止、生活環境基盤整備に資する機能強化・老朽化対策。

・インフラ長寿命化基本計画に基づき、当流域の治山施設についても長寿命化対策を一層推進していく。

既存施設を嵩上して不安定土砂の移動を抑止するとともに、豪雨時等の乱流による渓岸浸食を防ぎ、土砂流出の防止・抑止を図る。

【治山ダム嵩上・流路工】

【保安林緊急改良事業】

被災森林対策

既往の治山事業施行地において、現況が著しく悪化した森林を所期の林況に復旧するための森林改良整備。

・台風による風倒被害が発生し、無立木地化による森林機能の低下や枯損木への病害虫の発生が懸念される。

被害木を除去するとともに、無立木地では植栽により森林機能の早期回復を図る。

【被害木整理・植栽工】

【保育事業】

保育対策

植栽木の健全な育成並びに森林又は水源地域の機能が低位な保安林の保育に係る事業。

・笹や雑草等により植栽木が被圧され、成長阻害、枯死する恐れがある。

下刈により植栽木の健全な育成を図る。

【下刈】

別紙１

上川南部流域における国有林の森林整備・保全対策の実施状況等について

国有林野施業実施計画			
事業区分	上川南部森林計画区（上川中部森林管理署分）（Ｈ３１年度～Ｒ５年度）		
治山	渓間工	３６	箇所
	山腹工	４	ha
	本数調整伐	２８０	ha
森林整備	間伐	３,７７６	ha
	更新（造林）	２,１５５	ha
	保育（下刈）	４,１７７	ha
	（除伐）	１,６５２	ha
	林道（整備）	１８,９２０	m
	（改良）	５７０	m

【森林整備：間伐（愛別地区）】

【治山：治山ダム群（黒岳沢）】

【森林整備：林道（整備）（清川地区）】

【治山：導流堤（十勝岳）】

別紙２

上川南部流域における国有林直轄治山事業の実施状況および予定について

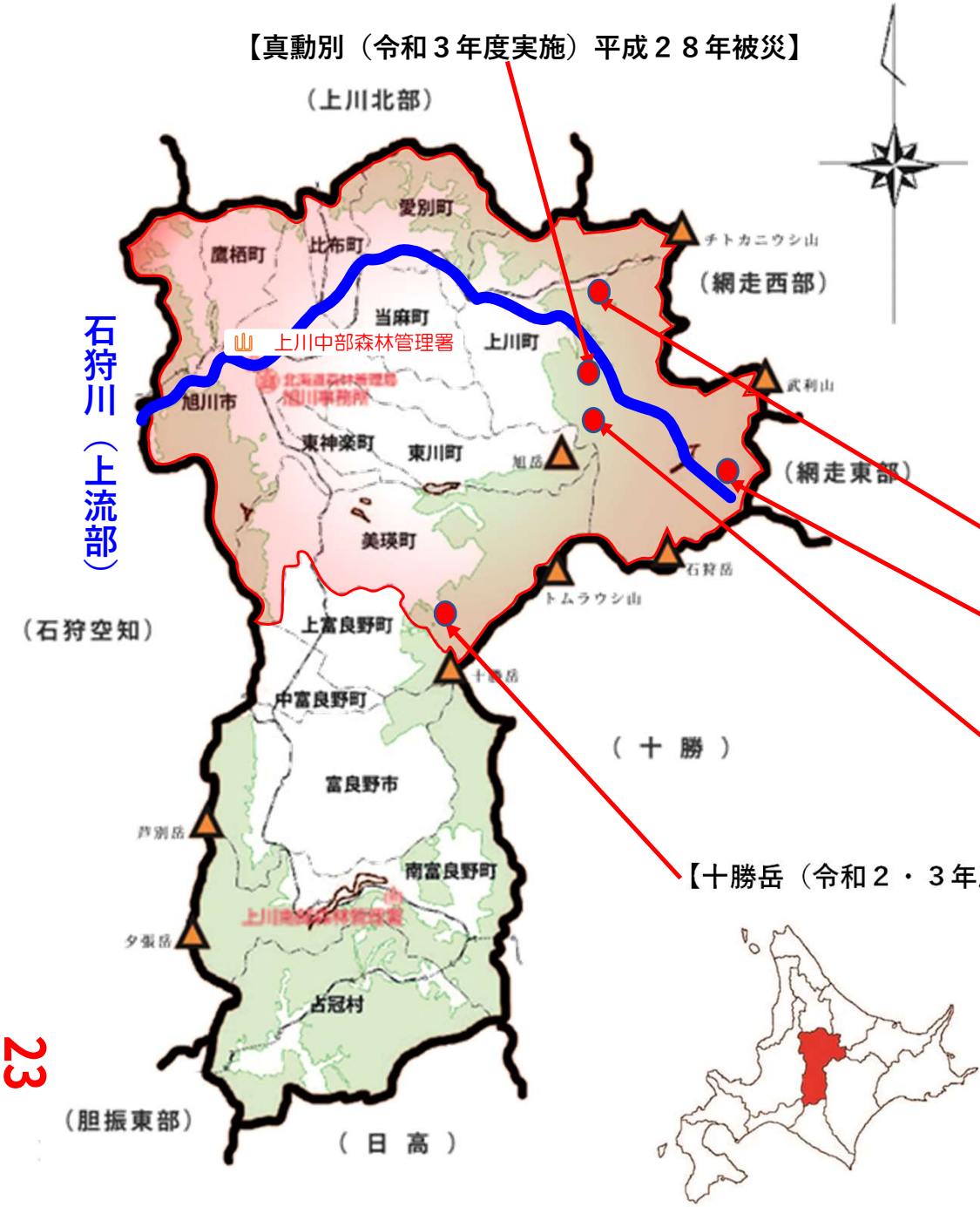

実施年度	工種・数量	実施箇所
令和２年度	渓間工　１基 渓間工　３基 導流堤工　２基 雪崩防止柵　１０９基	黒岳沢 石狩川本流 十勝岳 上川町中越
令和３年度（予　定）	渓間工　２基 渓間工　３基 渓間工　２基 導流堤工　３基	黒岳沢 石狩川本流 真勲別 十勝岳

【上川町中越（令和２年度実施）予防治山】

【石狩川本流（令和２・３年度実施）平成２８年被災】

【黒岳沢（令和２・３年度実施）昭和２４年より実施】

【十勝岳（令和２・３年度実施）火山対策】

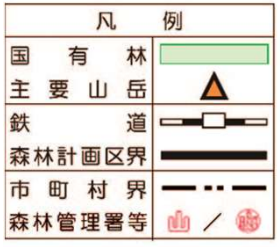

別紙２

関係省庁実務者会議・提出資料

豪雨災害の激甚化を踏まえた森林整備・保全の実施状況等について

林野庁

・林野庁においては、山地災害や洪水被害が激甚化している中、これまでも、国土交通省と連携した流木対策や、氾濫河川上流域を対象とした森林整備・治山対策に取り組んでいるところ。
・更に、今後気候変動がより一層激化する見込みであることを踏まえ、森林の有する土砂流出防止や水源涵養機能等の適切な発揮に向け、今後の治山対策等の方向性を林政審議会等で議論しているところであり、「流域治水」の取組とも連携し、治山対策等を推進していく考え。

■森林整備・保全の実施状況等について

これまでの取組状況

◇九州北部豪雨（H29.7）や平成30年７月豪雨を踏まえ、国土交通省と連携した流木対策の実施や、尾根部崩壊・脆弱な地質地帯での土石流の発生などに対応した治山対策の強化

◇令和元年東日本台風により広域で洪水被害が発生したことを踏まえ、氾濫河川上流域における森林整備・治山対策の実施（令和元年補正予算）

【福岡県朝倉市】

【広島県東広島市】

【静岡県浜松市】

今後の更なる取組方向

◇今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のための施策のあり方を検討し、計画的に推進

※具体的な施策について、林政審議会や学識経験者からなる検討会において検討中

（参考）森林整備による浸透能の向上効果

間伐の実施で森林土壌の孔隙量が保持

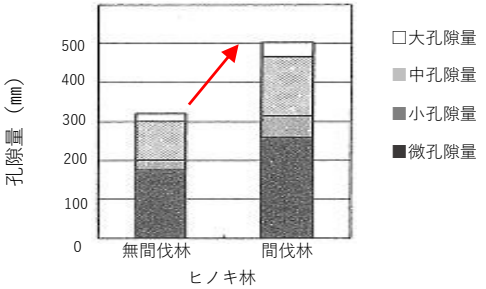

※服部ら「間伐林と無間伐林の保水容量の比較（2001）

森林土壌によりピーク流出量は減少

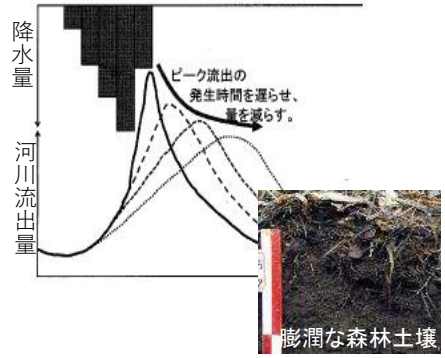

※玉井幸治「森林の持つ『洪水災害の軽減機能』について」山林第1635号（2020）

（参考）治山事業の実施による流木・土砂の流出抑制効果

流木捕捉式治山ダムが流木を捕捉した事例【熊本県球磨村】

治山ダムが山腹崩壊と土砂流出を軽減した事例【大分県日田市】

森林整備の防災・減災効果

森林整備の効果

間伐を実施し、樹木の成長や下層植生の繁茂を促すことが必要。

○ 森林施業の実施による浸透能の向上効果

間伐の実施で土壌の孔隙量が増え保水容量が増加。

間伐により保水容量の増

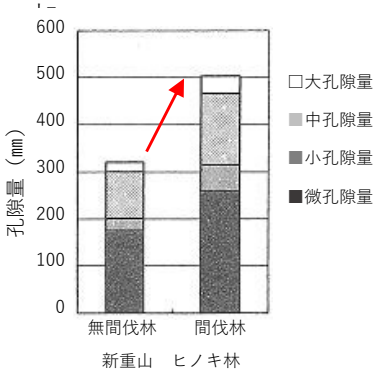

※服部ら「間伐林と無間伐林の保水容量の比較」（2001）

森林土壌の発達によりピーク流出量は減少

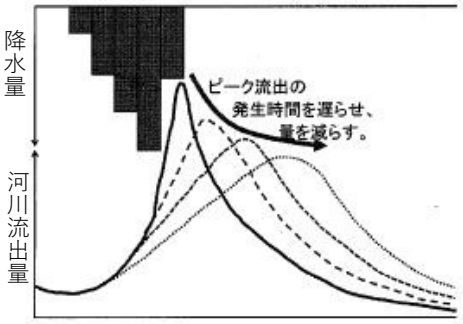

※玉井幸治「森林の持つ『洪水災害の軽減機能』について」山林第1635号（2020）

○ 森林施業による土砂流出抑制効果等

森林整備により下層植生を繁茂させ、降雨に伴う土壌流出を抑制。

流出する土砂量が減少

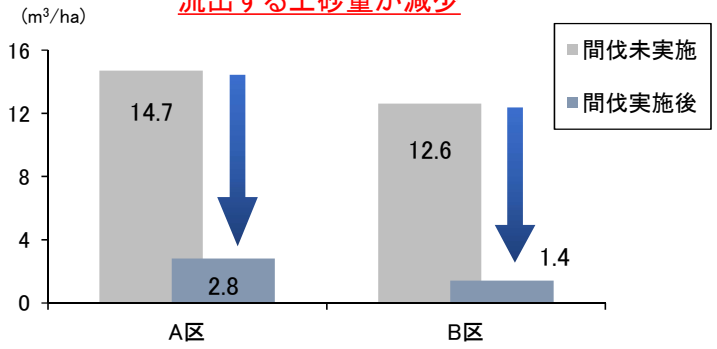

※恩田裕一編（2008）人工林荒廃と水・土砂流出の実態
※土砂量：2006年6月～11月の6ヶ月間、総雨量：1,048mm

参考：森林の洪水被害の軽減に果たす歴史的変遷

森林面積（保安林面積）の推移

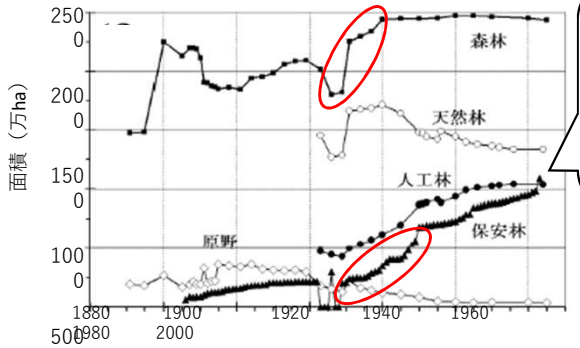

1950～60年代に水源涵養保安林を中心に保安林面積が増加（1960～80年の20年間に保安林面積が３倍に増加）。

1件の風水害による崩壊発生件数の推移

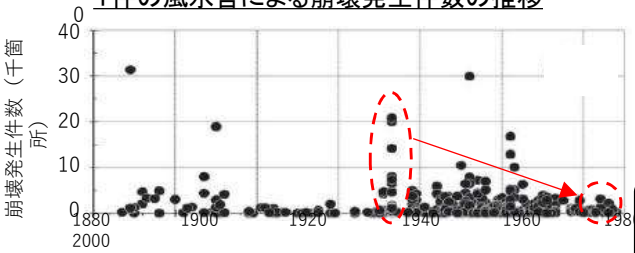

洪水氾濫面積の推移

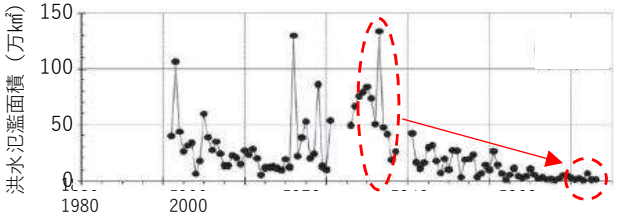

１件の風水害による山地斜面の崩壊発生件数と洪水氾濫面積は、減少傾向。

- 森林造成（保安林指定含む）が進んだ後、山地斜面の崩壊発生件数と洪水氾濫面積が減少。
- 治山治水対策の進展と併せ、森林の土壌が崩壊によって消失せずに発達したことにより、洪水被害の軽減に貢献してきたことが示唆。

※玉井幸治「森林の持つ『洪水災害の軽減機能』について」山林第1635号（2020）

近年の豪雨災害における森林造成による効果について

■静岡県伊豆地方における事例

昭和３３年狩野川台風災害

静岡県伊豆地域における渓流荒廃・洪水の発生状況

令和元年東日本台風

伊豆地域では激甚な山地崩壊の発生はなし
（関東森林管理局ヘリコプター調査結果）

これまでの治山事業による森林再生の例

国有林、民有林における継続的な治山対策で森林再生を実現
→土壌の発達による水源涵養機能の向上

降水量の比較

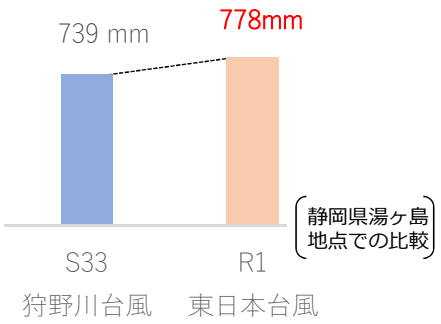

山腹崩壊の発生の比較

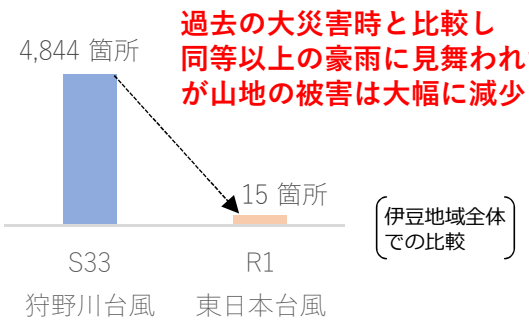

過去の大災害時と比較し同等以上の豪雨に見舞われたが山地の被害は大幅に減少

■長野県伊那谷地域における事例

昭和３６年災害

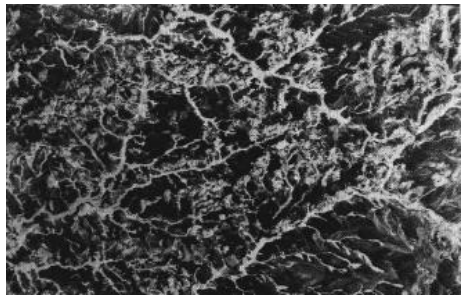

長野県伊那谷地域における山地災害・洪水の発生状況

令和２年７月豪雨

伊那谷地域では激甚な山地崩壊の発生はなし
（中部森林管理局ヘリコプター調査結果）

これまでの治山事業による森林再生の例

国の直轄事業等により崩壊地や渓流荒廃の復旧を進め、森林再生を実現
→土壌の発達による水源涵養機能の向上

降水量の比較

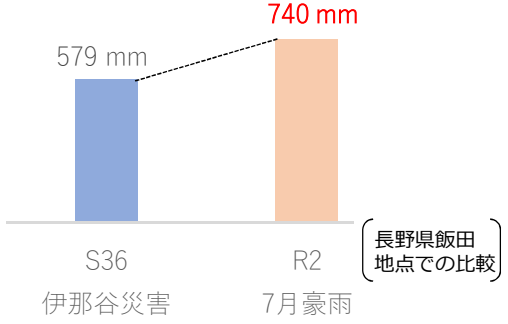

山腹崩壊の発生の比較

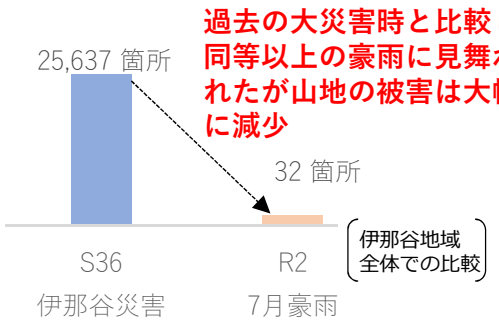

過去の大災害時と比較し同等以上の豪雨に見舞われたが山地の被害は大幅に減少

近年の激甚な山地災害を受けた課題と対応策①～流木対策～

■平成２９年九州北部豪雨で明らかになった課題

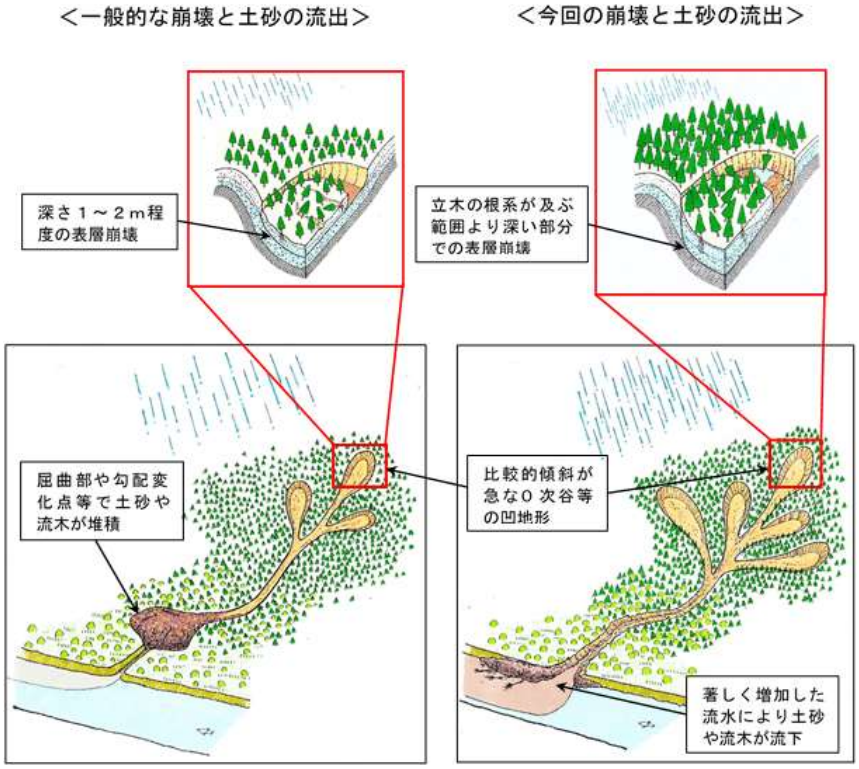

・一般的な山腹崩壊であれば、山腹崩壊地に生育していた立木と崩壊土砂の多くは、斜面下部や渓床内に堆積するが、今回の災害では多量の降雨のため著しく増加した流水により、斜面下部等に堆積することなく渓流周辺の立木と土砂を巻き込みながら流下したことから、下流域での流木量が増加したと考えられる。

・地球温暖化により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いことが指摘されている（略）このような中で、壮齢林を中心に山腹崩壊等が発生した場合、山腹崩壊地に生育していた立木と崩壊土砂が渓流周辺の立木や土砂を巻き込みながら流下することにより、大量の流木が発生するといった、新たな課題が生じている。

（出典：「流木災害等に対する治山対策検討チーム」中間とりまとめ（平成２９年１１月　林野庁））

■具体的な対応策　～「発生区域」「流下区域」「堆積区域」に区分し対策を強化～

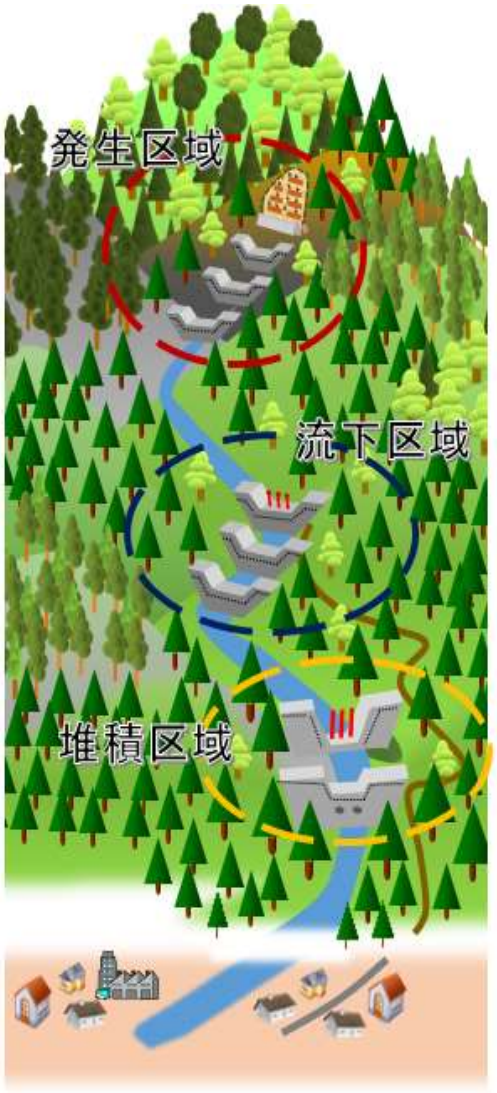

- 保安林の適正な配備
- 間伐等による根系等の発達促進
- 土留工等による表面侵食の防止 等

流木化する可能性の高い立木

- 流木化する可能性の高い立木の伐採による下流域の被害拡大の抑制
- 流木捕捉式治山ダムの設置等による効果的な流木の捕捉　等

流木捕捉式治山ダム

- 森林を緩衝林として機能させることによる堆砂の促進や流木の捕捉
- 治山ダムの設置等による渓床の安定や流木の流出拡大防止　等

緩衝林として機能した森林

近年の激甚な山地災害を受けた課題と対応策②～尾根部崩壊・コアストーン対策～

■平成３０年７月豪雨で明らかになった課題

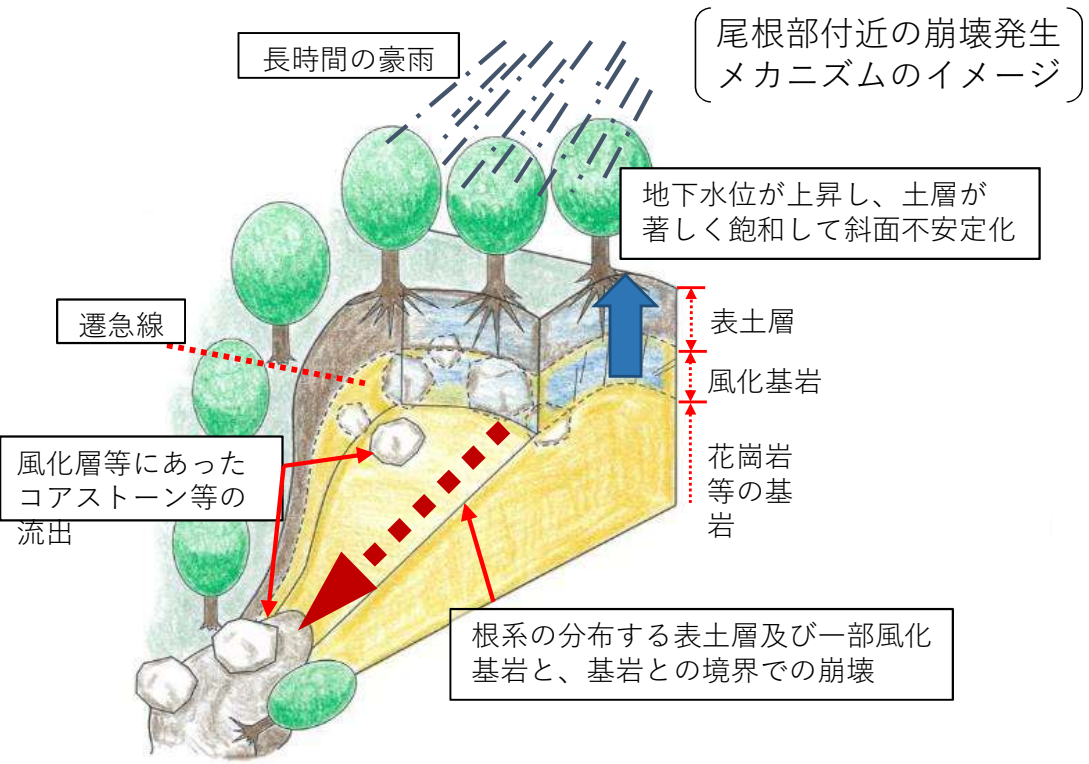

- 多くの観測点で、24、48、72時間降水量の値が観測史上１位を更新するような数日にわたる長時間の大雨が発生
- この大雨による大量の雨水が、周辺森林から比較的傾斜が急な斜面における０次谷等の凹地形に長時間にわたって集中し、土壌の飽和を伴いながら深い部分まで浸透した。
- 長時間にわたる大量の雨水の浸透により尾根部付近においても土壌が飽和し、この飽和した水が尾根部直下から吹き出したことなどにより、斜面が不安定化し山腹崩壊が発生。
- 尾根部付近からの崩壊が多く発生したため、流下距離が長く、多量の雨が降り続いたことにより渓岸・渓床を浸食しながら多量の土砂・土石が流下し、被害が大きくなった。

（出典：「平成３０年７月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」中間とりまとめ（平成３０年１１月　林野庁））

■具体的な対応策～巨石や土石流対策等を組み合わせる複合防御型の対策の推進～

- 保安林の適正な配備
- 間伐等による根系等の発達促進
- 土留工等のきめ細かな施工
- 治山ダムを階段状に設置
- 必要に応じた航空緑化工の採用等

（参考）ヘリコプターによる航空緑化工の例

- 流木捕捉式治山ダムの設置等による流木対策の実施
- ワイヤーによる巨石の固定や流下エネルギーに対応したワイヤーネットによる防護工、治山ダムの整備
- 既設治山ダム等に異常堆積している土石・流木の排土・除去

（参考）ワイヤーネットやスリットダムによる土石や流木の捕捉

- 航空レーザ計測等の活用、地域住民等との連携等による山地災害危険地区等の定期点検の実施
- 山地災害発生リスクに関する情報の周知徹底

流域における対策

■ 水源林造成事業による森林の整備・保全

・水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。
・水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。
・石狩川上流流域における水源林造成事業地は、約１０箇所（森林面積 約１千ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施していきます。

石狩川上流流域における水源林造成事業地

「電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

水源林の整備

針交混交林

育成複層林

森林整備実施イメージ

間伐実施前

間伐実施後

石狩川上流　田んぼダムの運用について

- 気候変動等による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者の皆様が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。
- 田んぼダムとは、田んぼが元々持っている水を貯める機能を利用し、大雨時に田んぼに一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する取組です。
- 水田の排水管呑口に調整板を設置し、水田からの排水を人為的に抑制することで、排水路への排出が抑制され、田んぼダムの下流地域において洪水による被害の軽減が期待されます。

田んぼダムの効果

石狩川上流　水田分布図

田んぼダムの運用イメージ

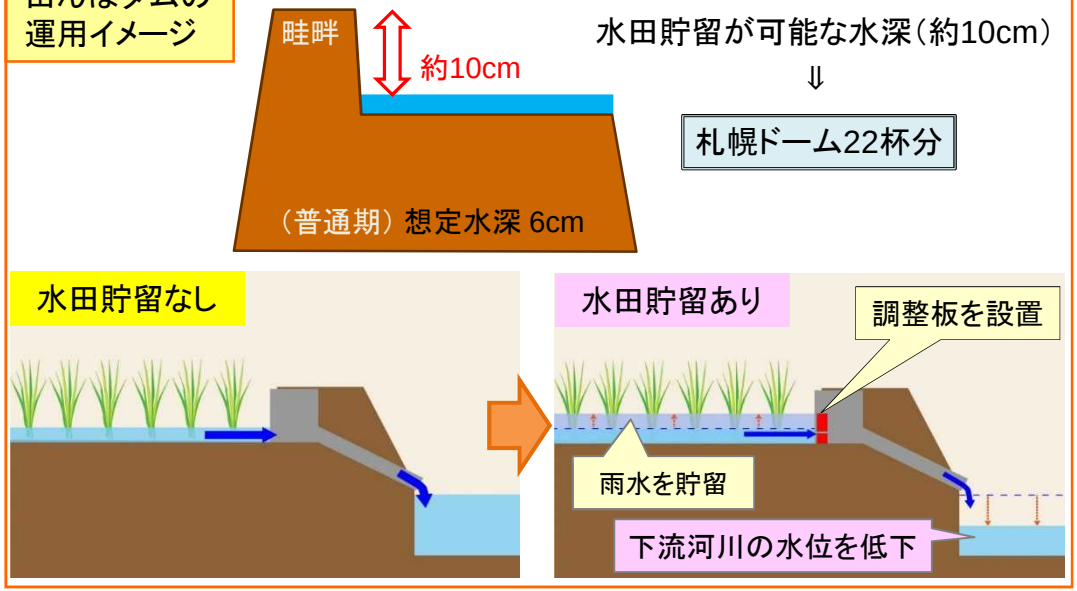

実施方法

降水量や河川水位に応じた、田んぼダム実施の目安を設定

↓

洪水時、排水管呑口に調整板を設置

↓

河川の水位低下

↓

洪水後、調整板を撤去
（想定を上回る規模の洪水の場合など、調整板を設置したまま避難開始となる場合があります）

※田んぼダムで洪水防止機能を強化しつつ、水稲の良好な生育を保つよう留意します（5月の活着期は深水が活着不良の原因になるため実施しない、等）

※農林水産省は、農業・農村の多面的機能の増進を図るため、農業者等で構成される組織が、地域共同で水田等の雨水貯留機能の活用を図る取組を行う場合、「多面的機能支払交付金」を活用可能としています。

石狩川上流　田んぼダムの運用について（東川町の事例）

- 水害の発生を未然に防ぐため、環境保全会（町内4組織）を通じて、田んぼダム用として、状況に応じて堰板のみ、落口桝のみ又は、堰板と落口桝とセットで配布している。
- 大雨時には各農業者にて見回りを行い、堰板水位調整を行っている。概ね水深は10cm程度としている。
- 水田に雨水を貯めることで、一度に水路や河川へ流出する水の量を減らすことができます。30aの水田に10cm貯水を行うと約300tの水を貯めることができます。
- 広報活動については、住民周知用のポスターを作成し地区の集会施設等に掲示している。

田んぼダム運用イメージ

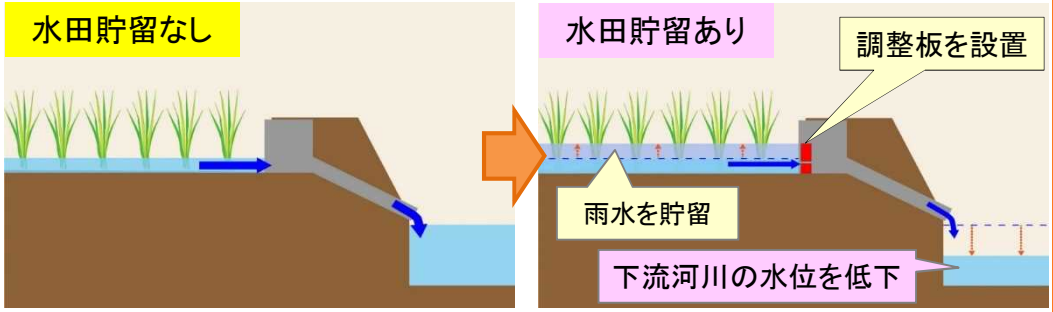

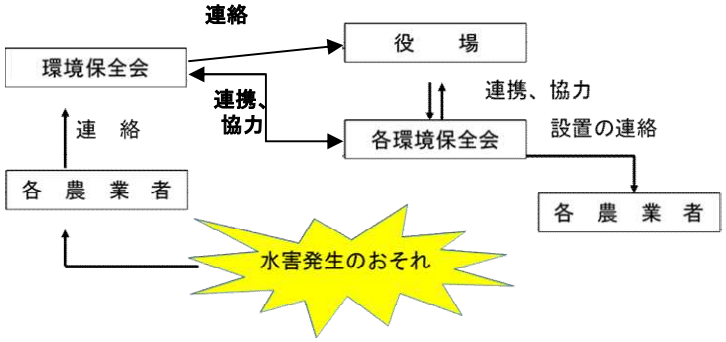

既に実施している田んぼダムのポスター

忠和地区における安心安全な避難のための事前の備え（案）

- 旭川市洪水ハザードマップでは，忠和地区，神楽地区などに5m以上の浸水が想定されており，特に忠和地区の避難所は全て洪水時には使用不可である。
- このため，忠和地区防災委員会（市民委員会，町内会を中心とした組織）では，豪雨災害が予想される場合には，忠和体育館，忠和小・中学校，地区センター，町内会館等を住民の一時避難場所とし，災害による被害が発生する可能性が高まった場合において，安全な指定避難所に避難（移動）することを計画している。
- 本市防災課では，このような忠和地区の実情を踏まえた避難体制について，忠和地区市民委員会と協働し，浸水想定区域外の施設やトイレのある駐車場など自家用車による避難等を考慮した避難先の選定や避難方法を検討しているところである。

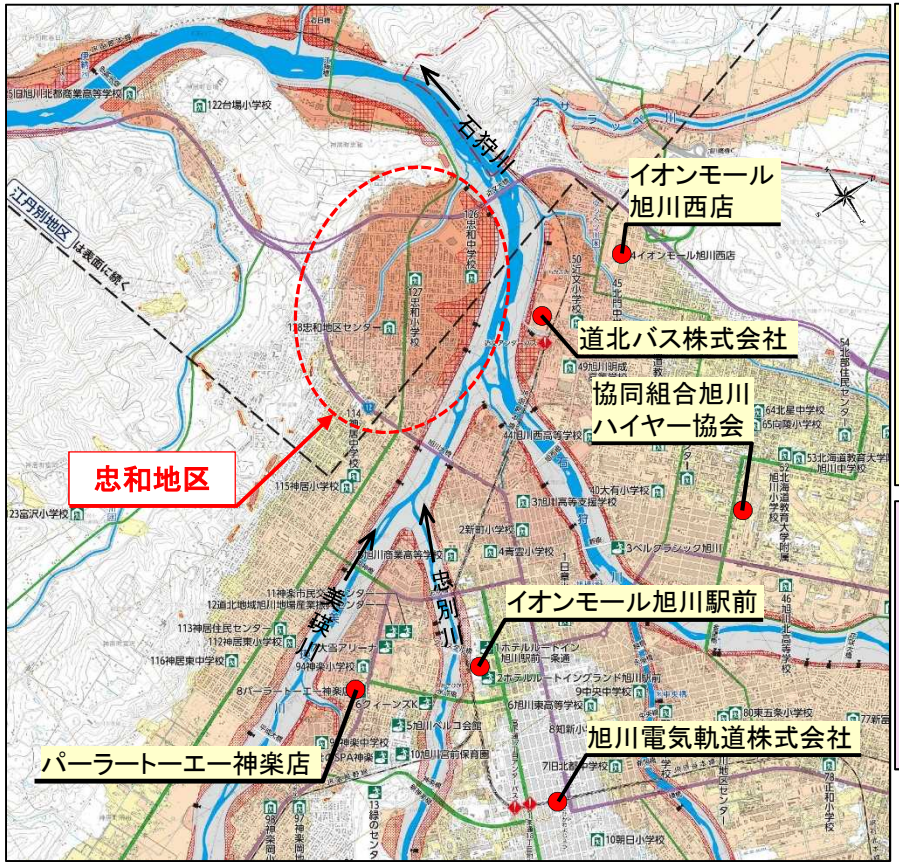

忠和地区付近ハザードマップと避難場所等

1　現行の体制・取組（防災協定）

（１）避難所等の協力関係（駐車場として可能なもの）

ア　イオンモール旭川西店（旭川市緑町２３丁目２１６１－３）
　　場所：３階駐車場及び屋上駐車場

イ　パーラートーエー神楽店（旭川市神楽５条９丁目２番７号）
　　場所：立体駐車場

（２）輸送対策関係（人員輸送について）

ア　旭川電気軌道株式会社（３条通１８丁目左３号）

イ　道北バス株式会社（近文町１６丁目）

ウ　協同組合旭川ハイヤー協会（旭川市春光町１０番地の３４）

（３）防災協定の締結に向けて協議中のもの

イオンモール旭川駅前（旭川市宮下通７丁目２番５号）
立体駐車場を車中泊での避難場所とした協定の締結に向けて協議中

2　今後の取組予定

（１）避難場所の確保等

忠和地区の住民が避難できる場所の確保・選定に向けた協議・調整を図る。

（２）効果的な避難の在り方

地域住民による自助・共助を基本とした効果的かつ効率的な避難の在り方について検討する。

流域治水プロジェクトについて

石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト【位置図】（案）

～日本最北の中枢中核都市、旭川都市圏を洪水被害から守るための治水対策を推進～

R3.2.16
（協議会用）

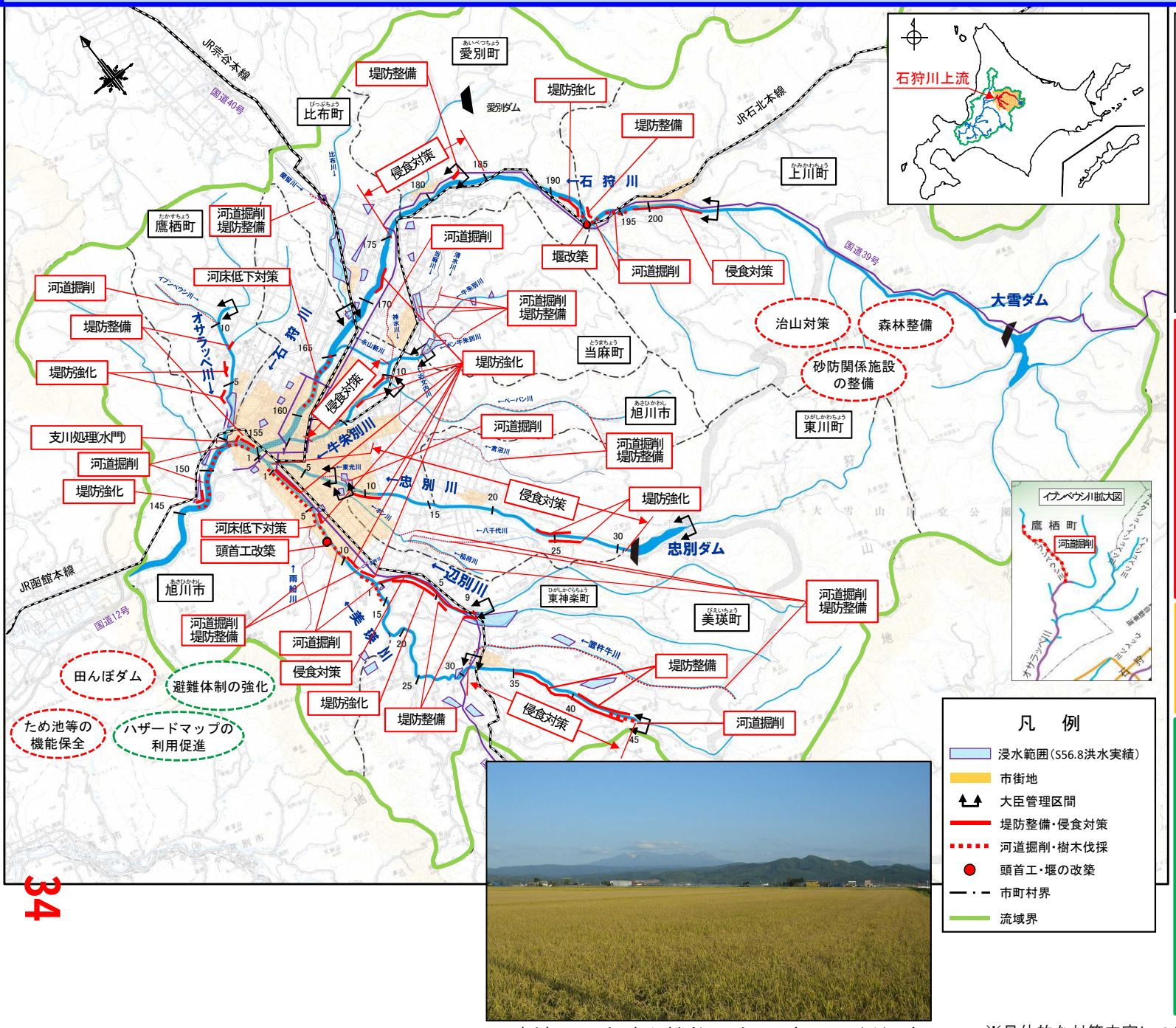

流域の雨水貯留機能の向上（田んぼダム）

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、石狩川水系においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、石狩川等の堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和56年8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河道掘削、堤防整備、河床低下対策、侵食対策
- 砂防関係施設の整備
- 治山対策
- 森林整備
- 利水ダム等12ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：国、北海道、市町村、電力会社、土地改良区など）
- 流域の雨水貯留機能の向上（田んぼダム、ため池等の機能保全、自然地の保全）
- 下水道等の排水施設整備　等

■被害対象を減少させるための対策

- 土地利用規制（立地適正化計画の推進）
- 多段階な浸水リスク情報を充実させた、まちづくり検討　等

■被害の軽減、早期復旧・復興ための対策

- 避難体制の強化
- 危機管理型水位計の設置・更新
- 簡易型河川監視カメラの設置・更新
- ハザードマップの利用促進
（まるごとまちごとハザードマップ、3Dハザードマップ、ハザードマップ空白地の対応）
- マイ・タイムライン作成の促進
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- 高齢者の避難行動の理解促進
- 防災教育の徹底
- 排水作業準備計画の更新　等

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～日本最北の中枢中核都市、旭川都市圏を洪水被害から守るための治水対策を推進～

R3.2.16
（協議会用）

●石狩川（上流）では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、道、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
【短　期】旭川市中心部での重大災害の発生を未然に防ぐため、水位低下を目的とした河道掘削、侵食対策等を主に実施。
【中　期】美瑛川中流部の洪水氾濫を未然に防ぐため、侵食対策、河道掘削等を継続実施。
【中長期】堤防整備及び河道掘削等の実施により、流域全体の安全度向上を図る。
●あわせて、石狩川、忠別川、美瑛川などが貫流する旭川都市圏である流域の特徴を踏まえ、田んぼの雨水貯留機能を活用した洪水氾濫対策、ハザードマップの利用促進（まるごとまちごとHM、３DHM、HM空白地の対応）等を実施。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	人口・資産が最も集中する旭川市街地を守る河道掘削、河床低下対策等	旭川開発建設部 上川総合振興局	石狩川中下流部等
	美瑛川中流部等を洪水被害から守る河道掘削及び堰改築、侵食対策等	旭川開発建設部 上川総合振興局	忠別川、美瑛川下流部、辺別川等
	上流部を洪水被害から守る堤防整備及び河道掘削等	旭川開発建設部 上川総合振興局	石狩川上流部、美瑛川上流部等
	森林の水源涵養機能の維持・向上のための森林保全対策	上川中部森林管理署 上川総合振興局 森林整備センター	植栽・間伐などの森林整備を実施
	河川への流出を抑制する雨水貯留機能の向上	旭川開発建設部 上川総合振興局 東川町等	田んぼダムの広報（関係機関） 田んぼダムの拡大（自治体） ため池等の機能保全（自治体） 農業事業と田んぼダムの連携
被害対象を減少させるための対策	土地利用規制（立地適正化計画の推進）	鷹栖町等	計画策定時、更新時の見直しを実施
	多段階な浸水リスク情報を充実させた、まちづくり検討	旭川開発建設部 自治体	多段階な浸水リスクの提供（旭川開発建設部） 情報の有効活用（自治体） まちづくり検討（自治体）
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	避難体制等の強化	旭川開発建設部 旭川市等	モデル地区による検討（自治体） 先行事例を踏まえた検討（自治体）
	ハザードマップの利用促進	東神楽町等	まるごとまちごとハザードマップ等を活用した利用促進 3Dハザードマップ等を活用した利用促進
	氾濫水を早期に排水するための対策	自治体	排水作業準備計画の更新（自治体）

気候変動を踏まえ更なる対策を推進

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

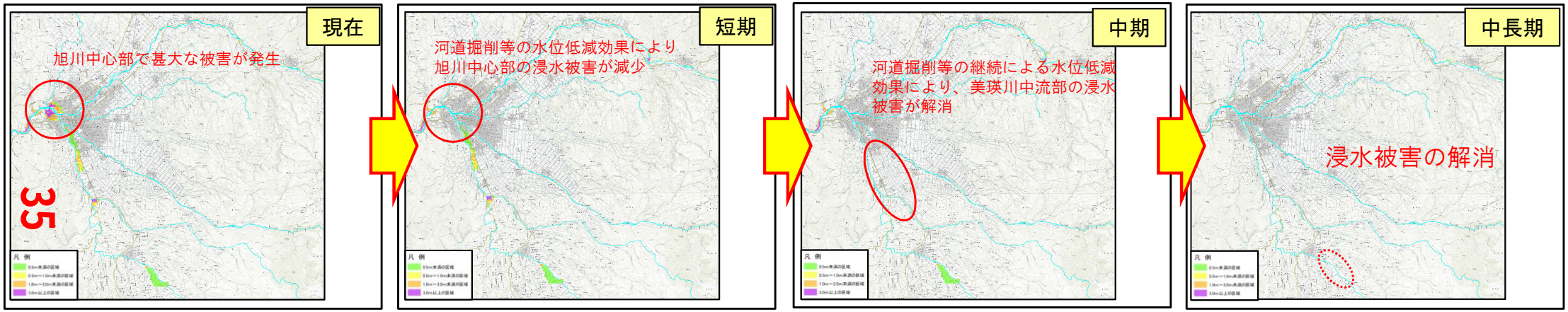

※直轄管理区間において、昭和56年8月洪水と同規模の洪水が発生した場合に、氾濫ブロックで被害最大となる1箇所を破堤させた場合の氾濫想定範囲

石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト【参考資料】

～日本最北の中枢中核都市、旭川都市圏を洪水被害から守るための治水対策を推進～

R3.2.16
（協議会用）

利水ダム等12ダムにおける事前放流等の実施、体制構築
（関係者：国、北海道、市町村、電力会社、土地改良区など）

大雪ダム
（北海道開発局、旭川市、北海道電力（株））

忠別ダム
（北海道開発局、旭川市、東川町、東神楽町、北海道電力（株））

当麻ダム
（北海道開発局、当麻土地改良区）

しろがねダム
（北海道開発局、美瑛町、上富良野町、中富良野町）

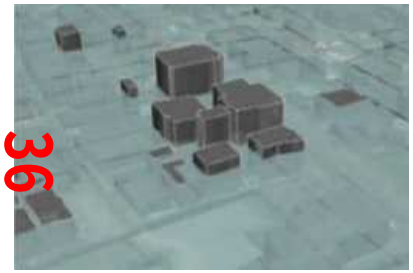

3Dハザードマップの検討
（自治体）

砂防施設の整備
（旭川開発建設部）

砂防施設の整備
（上川総合振興局）

治山対策
（上川中部森林管理署）

治山対策
（上川総合振興局）

森林整備
（上川中部森林管理署）

森林整備
（上川総合振興局）

石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト【参考資料】

～日本最北の中枢中核都市、旭川都市圏を洪水被害から守るための治水対策を推進～

R3.2.16
（協議会用）

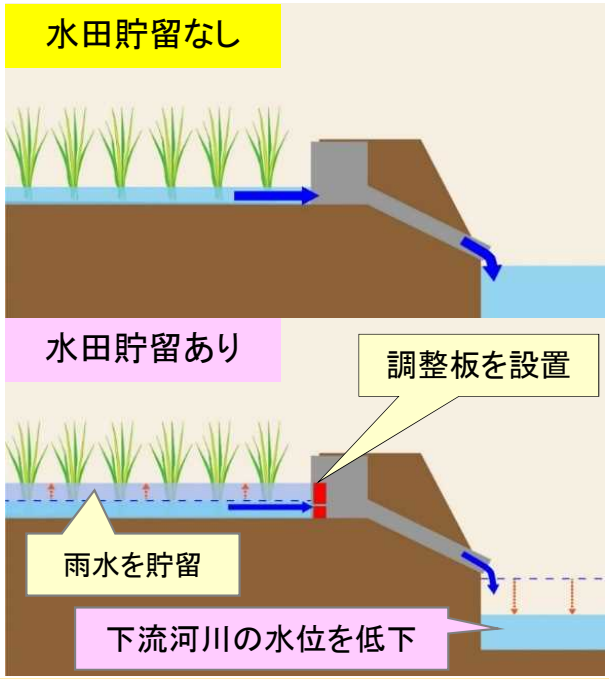

田んぼの雨水貯留機能を活用した
洪水氾濫対策 （東川町）

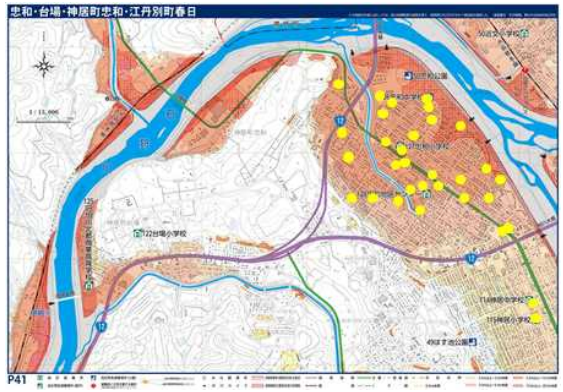

まるごとまちごとハザードマップ
（旭川市）

防災教育の徹底（旭川開発建設部・上川総合振興局・自治体）

マイ・タイムライン作成の促進（旭川開発建設部・自治体）